

入園のご案内 (重要事項説明書)

大府市立若宮保育園【令和6年度】

大府市役所

大府市中央町五丁目70番地

代表電話47-2111

(幼児教育保育課 直通85-3895)

若宮保育園 46-4612

1 保育の目的・運営方針

(1) 保育の目的

- ア 保育を必要とするこどもの保育を行い、こどもの最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。
- イ 保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、こどもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としています。
- ウ 入所するこどもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所するこどもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援をします。

(2) 大府市のめざすこども像

「心身ともに豊かなおおぶっ子」

- ・よく遊ぶこども
- ・思いやりのあるこども
- ・自分で考え行動できるこども
- ・ものごとに感動するこども
- ・よい生活習慣を身に付けたこども

(3) 保育の目標

『こどもが、現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次のア～カを目指して保育を行う。』

- ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- エ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。
- カ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

(4) 園の方針

- ア 一人一人の心身の状態を把握し、健康、安全等必要な生活習慣が身に付くように丁寧に関わる。
- イ 集中して遊びに取り組める環境を工夫し、地域の方や友達と一緒に様々な体験をする中で、信頼する人間関係を築けるようにしていく。

2 提供する保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育と子育て支援を提供します。

- (1) 0・1・2歳児では、一人一人のこどもの生理的欲求や甘えなどの依存欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図り、個人差を考慮しながら、食事・排泄・睡眠などの生活に必要な基本的な習慣の形成に向けて保育しています。
- (2) 3・4・5歳児は、周囲の環境と関わり、自ら活動を展開して様々なことを学び取っていく時期です。一人一人の情緒の安定を図り、何事にも積極的に取り組む意欲と自分のことは自分とする自立の態度、さらに思考と創造の基盤になるものを育てています。

0・1・2歳児	3・4・5歳児
○登園 ○遊び ○午前のおやつ ○遊び ○食事 ○午睡 ○午後のおやつ ○遊び ○降園	○登園 ○遊び ○食事 午睡 (3歳児は1年を通して実施 4・5歳児は夏季のみ) ○遊び ○午後のおやつ ○遊び ○降園

3 職員の構成について

園長（1人）	保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を行います。
園長補佐（2人）	園長を補佐するとともに、計画の立案や園児の保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容についての調整をします。
保育士（36人）	全体的な計画を基に保育計画及び個別の支援計画の立案とその計画、課程に基づくすべてのこどもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
看護師（1人）	担当園の衛生管理と園児の健康管理を行う。
給食調理員兼用務員（9人）	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
事務員（1人）	保育園における事務業務を行う。
嘱託医（2人）	園児の心身の健康管理を行なうとともに年2回の定期健康診断、園児及び保護者への相談指導を行う。

4 保育を行う日並びに提供を行わない日

(1) 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

(2) 当園は前項の規定に関わらず次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年始休日（1月2日及び1月3日）

エ 年末休日（12月29日から12月31日）

(3) 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがある。

(保育の提供を行う時間)

1 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

ア 月～金 午前 8時00分から午後4時00分

イ 土 午前 8時00分から午後3時00分

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

ア 月～金 午前 7時00分から午後6時00分

イ 土 午前 7時00分から午後3時00分

ウ 尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、アにおいては午後6時から午後7時までの範囲で延長保育を行う

(3) 特別利用保育認定に係る保育時間（6時間30分）

ア 月～金 午前 9時00分から午後3時30分

イ 学校休業日（春休み、夏休み、冬休み、土曜日）は、ご家庭でお子さんと一緒に過ごしてください。入園・進級当初は、入園式から登園ができます。

ウ 月に1度でも給食を食べた場合、給食費（主食代810円と、副食代4,700円 ※公費負担200円のため実質負担4,500円）をいただきますので、ご了承ください。

5 保育料及び利用者負担その他の費用等

(1) 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める保育料をその市町村へ支払うものとする

(2) (1)に定めるもののほか、表1に掲げる当園の保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受けるものとする

表1（保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食代	昼食時の主食・副食（3歳児以上） ※令和5年度に引き続き令和6年度においても、物価高騰による給食材料費の増額分について、保護者負担分の給食費の値上げを行わず、増額分に係る費用を公費で負担します。	主食代 810円 副食代 4,500円
絵本代	保育に使用する個人絵本（4歳児以上）	410円
延長保育料	午後6時～午後7時（保育標準時間認定者のみ）	1,500円
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付加入金	保育園の管理下において児童が災害にあった場合、医療費や見舞金の給付を行う制度（全園児）	300円

※年度途中で変更になる場合があります。その際はあらためて通知します。

※月に1度でも給食を食べた場合、給食費（主食代810円と、副食代4,700円 ※公費負担200円のため実質負担4,500円）をいただきますので、ご了承ください。

6（利用定員）令和6年4月1日現在

(1) 利用定員は、229名

(2) 2号認定こども（保育を必要とする満3歳以上児）160名

(3) 3号認定こども（保育を必要とする満3歳未満児）のうち満1歳以上のこども60名、1歳未満のこども9名

7 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

- (1) 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
- (2) 保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、入園のご案内等を入所前に配布し、園児の保護者とその内容を確認する。
- (3) 利用こどもは、利用開始のおおむね1か月前に嘱託医（内科）による健康診断を受ける。
- (4) 当園の利用こどもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。
 - ア 園児が小学校に就学するとき
 - イ 園児の保護者が（子ども・子育て支援法）に基づく支給認定を受けられなくなるとき
 - ウ その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

8 緊急時等における対応方法

- (1) 園児の安全を確保するために事故防止・犯罪のための措置（不審者対応訓練・研修・マニュアル作成等）を行っています。

保育中に体調不良やけがが発生した場合には、お子さんの状態に応じて、保護者に連絡するとともに、適時、嘱託医等に相談するなど迅速かつ適切な対応が行えるようにしています。

- (2) 災害補償制度

保育園管理下（保育時間中及び登降園の経路）での事故や災害に備え、本市では独立行政法人日本スポーツ振興センター災害救済制度に加入をお願いしています。ご理解ご協力をお願いします。詳細については後日、保育園を通してお知らせします。

9 非常災害対策

園長または防火管理者は、災害や事故等、非常その他急迫の事態に備え、危険個所の点検や月1回以上の避難訓練（消火訓練）を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練を行う等、園児の安全のための対策について、職員と共通理解しながら保育を行っています。

気象警報等発令時（気象庁が発令）の対応

●気象警報等発令時の対応は、以下の通りといたします。ご承知おきください。

	園児	災害の状況	保育園の方針
台風等	登園前	「暴風警報・暴風雪警報・特別警報」のいずれかが発表され、午前9時30分までに解除されない場合	休園とします ※職員は午後5時15分（土曜日は午後0時30分）まで園で待機しております
		「暴風警報・暴風雪警報・特別警報」のいずれも、午前9時30分までに解除された場合	登園できます 安全を確認して登園してください
	登園後	「暴風警報・暴風雪警報・特別警報」のいずれかが発表された場合	出来るだけ早くお迎えにきてください ただし、お迎えに来る際には、十分に安全を確認してください
地震	登園前	「南海トラフ地震臨時情報（注意又は警戒）」が発表された場合	休園とします ※職員は午後5時15分（土曜日は午後0時30分）まで園で待機しております
		「災害対策本部」（*1）が設置され、午前9時30分までに解除されない場合	休園とします ※職員は午後5時15分（土曜日は午後0時30分）まで園で待機しております
		「南海トラフ地震臨時情報（注意又は警戒）」が解除された場合、または「災害対策本部」（*1）が午前9時30分までに解除された場合	登園できます 安全を確認して登園してください
	登園後	「南海トラフ地震臨時情報（注意又は警戒）」が発表された場合、または「災害対策本部」（*1）が設置された場合	出来るだけ早くお迎えに来てください

*1「災害対策本部の設置」とは大府市もしくは隣接市町において震度5弱以上の地震が発生した時、または大府市において震度4以下の地震において被害が発生した時です。

*警報発令地区は愛知県・愛知県西部・知多地域・大府市です。

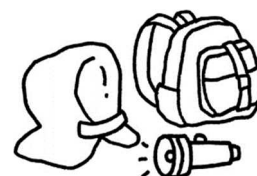
*原則として園からは連絡をしませんので警報や臨時情報が発表された場合は出来る限り早くお迎えにきてください。

*「ちたまる安全安心メルマガ」等に登録すると警報の情報が入ります。登録されると便利です。参考にしてください。

【https://www.chitamaru.jp/safety_info/melmaga_add.asp】

*その他の休園

- ・災害、その他園児の生命・身体に危険があると思われる場合
- ・その他の事由により保育が不可能な場合



10 虐待の防止のための措置

保育園では、地域の子育て家庭の身近な相談機関として、保育士が、電話・来所相談を行い育児不安の軽減を図るように援助を行っています。

また、保育園では不自然なけがを発見した場合には通報の義務があります。家庭でけがをした場合は、登園時に職員までお知らせください。

11 その他

(1) 障がい児保育

原則おおむね3歳以上とし、障がいの程度によっては、他施設をお勧めする場合があります。

(2) 保護者の会

大府市立保育園児の保護者は、各保育園の保護者の会の会員となります。

(3) 個別の教育支援計画『すくすく』

3歳児から中学3年生まで保護者と相談しながらお子さんを支援していきます。(希望者)

(4) 大府市幼保児小中連携教育の指針(きらきら)

幼児、小中学校、特別支援教育全てで取り組んでいます。家庭では、きらきらチャレンジウィーク等、親子で過ごす時間をつくって「きらきら教育」を目指しています。

(5) 命を大切に作る心を育む取り組み

自己肯定感をもったこどもの育ちを目指し、毎月スローガンを立てたり、いいところ探しをしたりするなど、命を大切に作る心を育む保育をしています。

(6) こどもの体力向上

体を動かす遊びを保育の中に意識的に取り入れ、楽しみながらこどもの体力の向上を図っています。

(7) 地域交流

高齢者と触れ合う中で共に親しみ、感謝・思いやり・いたわりの心が育つよう、地域の高齢者や園児の祖父母を保育園に招いたり、地域の行事と一緒に参加したりして、交流をもっています。

(8) 子育て支援

こどもが健やかに育つために、地域で子育て家庭を支援しています。各保育園でも就園前のお子さんと保護者を対象に、子育てのお手伝いをしています。(子育て支援講座、子育て体験、保育園開放、親子半日体験入園など)